

しっかり更新サポート

ご契約が満期を迎えるとき、ご契約の更新手続きについて、「早期」に「しっかり」と加入者にご案内します。安心してご契約手続きをしていただくための仕組みが「しっかり更新サポート」です。

しっかり更新サポートの対象契約

ご契約時に、更新特約をご契約されている場合に対象となります。保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。

サポート内容

万が一の際の「更新バックアップ」

万が一満期日までに加入者とご連絡がとれず、加入者から更新されない旨のお申出がない場合は、更新特約にもとづき、更新前のご契約と同様^{*1}のご契約内容にてご契約を「しっかり」自動更新(更新バックアップ)します。

^{*1} 車両保険の保険金額については、更新時のご契約の車と同等(同一の用途・車種、初度登録年月等)の車の市場販売価格相当額等に見直したうえでの自動更新(更新バックアップ)となります。また、その他の内容も一部変更となる場合があります。

※保険契約の更新に関する特約の適用を希望しない場合(ご契約を更新しない場合等)、満期日までにご契約の代理店までご連絡ください。その場合、ご契約は更新停止となり自動更新(更新バックアップ)されません(『自動車保険「自動更新」停止のお知らせ』をお送りします。)。

※更新特約を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)。

※所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめご連絡します。

うっかりサポートについて

万が一の更新忘れ、年齢条件や本人限定特約、本人・夫婦限定特約変更忘れの場合も、サポートします。

更新契約の取扱いに関する特約

更新手続きを「うっかり」忘れてしまっても、一定の条件を満たす場合には、前契約の満期日の翌日から起算して30日以内の事故に限り、前契約と同条件で補償します。しっかり更新サポートの対象外となるご契約(保険会社から自動更新されないことをご連絡したご契約を含みます。)に適用されます。

家族内新規運転者の自動補償特約

運転者の年齢条件や本人限定特約、本人・夫婦限定特約の変更を「うっかり」忘れてこれらの対象外となる「始期日以降に運転免許を取得した記名被保険者(運転者の年齢条件特約をご契約の場合のみ対象です。)またはそのご家族^{*2}」または「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族^{*2}に該当した方」が運転中に起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくことを条件に保険金をお支払いします。

本人・夫婦限定特約

(これらの特約の中に、以下のうっかりサポート機能が組み込まれています。)
始期日^{*3}時点まで本人・夫婦限定特約に定める運転者の範囲内であった方が、その後の続柄の変更等により補償対象外となつた後に運転して起こした事故についても、事故後に追加保険料を払込みいただくことを条件に保険金をお支払いします。

^{*2} 運転者の年齢条件特約をご契約の場合は記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族をいい、本人限定特約または本人・夫婦限定特約をご契約の場合は記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子をいいます。ただし、「記名被保険者の婚姻等により、始期日以降に新たにご家族に該当した方」のご家族には、配偶者として婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みません。

^{*3} 事故は対人賠償責任保険・対物賠償責任保険(これらに適用される特約を含みます。)についてのみ保険金をお支払いします。
^{*3} 保険期間の途中でこれらの特約をご契約いただいた場合は、その時点をいいます。

■車をお持ちでない方へ

■ドライバー保険(自動車運転者保険)

運転免許をお持ちであっても、車・バイクを所有されていない方のための自動車保険です。他人から借りた車やレンタカーを運転中の事故を補償します。保険期間は原則として1年です。

■ちょいのり保険(1日自動車保険)

借りる車を都度指定して、スマートフォン等で加入手続きする1日(24時間)単位の自動車保険です。保険料は500円/日~です。

こんな場合に…



- 対象となる自動車は、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)です。
- 運転者本人(記名被保険者)、運転者本人の配偶者、法人が所有する車、これらの方が実態上所有する車およびレンタカーは対象外です。
- 運転する予定がない場合は、加入いただけません。
- 加入いただく前に、QRコードによる「事前登録」が必要です。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

ご注意

「ドライバー保険」「ちょいのり保険」はトータルアシストとは約款が違うため、人身傷害保険がセットされていない等、補償内容等が大きく異なります。詳しくは取扱代理店までお問い合わせください。

■用語のご説明

用語	ご説明	用語	ご説明
加入者 【保険契約者】	保険会社に対し保険契約の申し込みをする方をいいます。契約成立後は保険料を支払う義務を負います。	契約期間 【保険期間】	保険の契約期間、すなわち保険会社の責任の存続期間のことをいいます。この期間内に発生した損害について保険会社の補償を受けることができます。
本人 【記名被保険者】	「ご契約の車を主に使用される方」で以下のいずれかの方をいいます。 (1)ご契約の車を主に運転される方 (2)ご契約の車を自由に支配・使用する正当な権利を有する方 ※運転者の年齢条件や限定範囲、補償の対象となる方の範囲の基準となる方ですので、十分な確認をお願いします。	ご契約の車の所有者	ご契約の車の所有権を有する方(原則として自動車車検証等の「所有者の氏名または名称」欄に記載されている方となります。申込書等上、所有権留保条項付売買契約や1年以上を期間とする貸借契約の車の場合は、買主や借主を車両所有者とみなします。)をいいます。
配偶者	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下の要件をすべて満たす方をいいます。)を含みます。 1.婚姻意思を有すること。 2.同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。 ※婚約とは異なります(婚約者は配偶者に含めません。)。 ※戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。	搭乗中 【乗車中】	車の正規の乗車装置またはその装置になる室内(隔壁などにより通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗中のことをいいます。
同居	同一家屋に居住している状態をいい、生計の同一性や扶養関係の有無または住民票記載の有無は問いません。台所等の生活用設備を有さない「はなれ」、独立した建物である「勉強部屋」等に居住している場合も、同居しているものとして取り扱います。	自己負担額 【免責金額】	ご契約時にあらかじめ設定する自己負担額をいいます。損害額からこの金額を差し引いて保険金をお支払いすることができます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	約款 【普通保険約款】	基本的な補償内容等を定めるものをいいます。特約を併せてご契約することで、普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除することができます。
別居の未婚の子	記名被保険者またはその配偶者いずれとも別居している、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。	全損	ご契約の車の修理費が車両保険の保険金額以上となる場合 ^{*4} 、ご契約の車が修理できない場合、またはご契約の車が盗難され発見されなかった場合をいいます。 ※車両保険金額が50万円未満の場合は「車両修理限度額引上不適用」をセッとした内容についての説明です。 ※「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」における「全損」の定義はこれと異なります。 ※ ^{*4} 「修理支払限度額50万円補償」を選択した場合は、1年以内に修理を行わないときに限ります。
同居の親族	記名被保険者またはその配偶者のいずれかと同居している親族のことをいいます。	特約	普通保険約款に定められた補償内容等を変更・追加・削除するものをいいます。
家族	記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。	時価	自動車保険では、市場販売価格相当額をいいます。
記名被保険者とその家族	次の方をいいます。 ○記名被保険者 ○記名被保険者の配偶者 ○記名被保険者またはその配偶者の同居※の親族 ○記名被保険者またはその配偶者の別居※の未婚の子 ※同居・別居は、住民票上の記載ではなく居住実態(生活の本拠)により判定します。	逸失利益	事故がなければ得ていたはずの将来の収入・利益をいいます。
被保険者	補償の対象となる方、または補償を受けることができる方をいいます。	通院	医師等による治療が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他治療を受けることをいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。
ご契約の車 【被保険自動車】	ご契約いただく保険で補償の対象となる車をいいます。	通院日数	上記通院した日数のことです。
保険金額 【限度額・契約金額】	保険会社がお支払いする保険金の限度額をいいます。	保険年度	契約期間の初日から1年ごとの期間をいいます。
		解約	保険契約者からの通知により保険契約を解除することをいいます。
		ファミリーバイク 【原動機付自転車】	道路運送車両法第2条第3項にいう「原動機付自転車」のことをいいます。例えば、「側車付以外で総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下のもの」もしくは「側車付で総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のもの」をいいます。
		主な自家用車 【自家用8車種】	お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車(普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪)、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
トータルアシスト自動車保険、トータルアシスト	総合自動車保険
ちょいのり保険 (1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険
対物超過修理費特約	対物超過修理費用補償特約
弁護士費用特約(自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(自動車)
弁護士費用特約(日常生活・自動車事故型)	弁護士費用等補償特約(日常生活)および基本条項特約(費用)
他車・車外自動車事故特約	人身傷害の他車搭乗中および車外自動車事故補償特約
入院時選べるアシスト特約	人身傷害諸費用補償特約
エコノミー車両保険 (車両+A)	車対車「車両損害」補償特約(相手自動車確認条件付)および車両危険限定補償特約(A)をご契約の車両保険
レンタカー費用等不担保特約	レンタカー費用等不担保特約(車両搬送・緊急時応急対応費用補償)
ドライブエージェント/パーソナル特約	ドライブエージェント/パーソナル特約(事故発生の通知等に関する特約)
レンタカー費用等補償特約(事故時30日限度)	レンタカー費用の補償日数等に関する特約(事故時30日限度)
車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約(15日)	車両搬送・緊急時応急対応・レンタカー費用等補償特約
車両修理限度額引上不適用	車両修理時の支払限度額引上げ規定の不適用に関する特約
本人限定特約	運転者本人限定特約
本人・夫婦限定特約	運転者本人・配偶者限定特約
更新特約	保険契約の更新に関する特約および自動車補償の更新に関する特約
TAP	一般自動車保険
個人賠償責任補償特約	個人賠償責任補償特約と基本条項特約(賠責)および賠償事故解決に関する特約